

帝京大学事業化支援プログラム募集要項

● 趣旨・目的

- ・ 本プログラムは、帝京大学が実践的かつ革新的な技術をもったスタートアップ企業の創出拠点となるべく、教職員や学部・大学院生（以下「学生」という）、卒業生等の研究シーズやアイデアの事業化、社会実装等を支援する制度です。
- ・ 研究シーズやアイデアの事業化に向け、事業アイデアの構築・検証支援（メンタリング等）や、プロトタイプの製作及び実証のための資金提供等を行います。本プログラムでは、応募者は事業化に向けた目標と KPI を設定し、大学は当該 KPI の達成に必要な資金を提供するとともに、定期的なメンタリング等を実施することで、事業化をサポートします。

● 支援対象

(1) 対象者

以下のいずれかに該当する方を対象とします。

- ・ 起業に興味・関心のある帝京大学の学生、教職員等、卒業生※
- ・ 「帝京大学発ベンチャー称号」を受けた法人
- ・ その他本プログラムの趣旨に添う活動をする方で理事長が認めた者

※チームでの応募の場合は、帝京大学の学生、教職員等、卒業生が中心となって行うプロジェクトを支援対象とします。

(2) 対象分野

公序良俗に反しない限り、すべての分野を対象とします。

● 支援内容

- ・ 応募者は、以下の 2 つの支援プログラムから任意のものを選択してください。ただし、「帝京大学発ベンチャー称号」を受けた法人は、「実践型」にのみ応募が可能です。
- ・ 「育成型」と「実践型」のいずれについても、応募者は、研究シーズやアイデアの事業化に向け、自身で KPI を設定します。大学は、当該 KPI の達成に必要な資金を提供するとともに、定期的なメンタリングの実施等により、事業化をサポートします。

(1) 育成型

- ・ 事業化したい研究シーズやアイデアがある方を対象とする
- ・ 本プログラムを通じて、「誰に向けて」、「どのようなサービスを」、「どのように提供するか」等を具体化・明確化し、社会実装に向けた検討を進める
- ・ 1 件につき、最大 50 万円の事業化支援金を提供する
- ・ 支援金の使途のイメージは、別紙のとおり
- ・ 簡易的な試作品（アプリ等ウェブサービスを含む）の作成費用 等

(2) 実践型

- ・ 事業化したい研究シーズやアイデアがあり、簡易的な試作品（アプリ等ウェブサービスを含む）の作成や小規模な実証等を経て、ターゲットとする市場やユーザー、解決した

い課題等が明確な方を対象とする

- ・ 本プログラムを通じて、製品やサービスがユーザーの課題を解決するものとなっているか、ターゲットとする市場に適合するものであるか等について検証を進める
- ・ 1 件につき、最大 300 万円の事業化支援金を提供する
- ・ 支援金の使途のイメージは、別紙のとおり

● 支援期間

採択日から応募者が指定する任意の期間※まで

※ただし、最長で1年間とします

● 各年度の採択件数(予定)

- ・ 育成型：5 件
- ・ 実践型：3 件 程度

※随時審査を行い、採択者を決定します。なお、採択金額が予算の上限に達した場合、その時点で受付を終了することがあります。

● 応募方法

(1) 事前相談

応募書類の提出に先立ち、プロジェクトの概要等について事前にヒアリングします。

以下のとおり、産学連携推進センターまでメールでお申し込みください。

(留意点)

- ・ メールの件名は、「【事業化支援プログラム】事前相談申込み（氏名）」としてください。また、メール本文には、「育成型」と「実践型」のいずれへの申し込みを検討しているか記載してください。
- ・ 事業化したい研究シーズやアイデアが分かる資料を添付してください。様式は任意としますが、(2)応募書類の企画書（別添 1）案を添付いただいても差し支えありません。
- ・ 事前ヒアリングは、対面またはオンラインで 30 分程度を予定しています。

(2) 応募書類の提出

事前ヒアリング終了後、以下の書類を産学連携推進センターまでメールで提出してください。

育成型		
1	企画書（別添 1）	必須
2	KPI 設定資料及びロードマップ（別添 2）	必須
実践型		
1	企画書（別添 1）	必須
2	KPI 設定資料及びロードマップ（別添 2）	必須
3	これまでの取組み・活動実績（任意書式）	必須
4	プロジェクトに活用する特許等知的財産に関する情報（任意書式）	任意

(提出先)

産学連携推進センター：start-up@teikyo-u.ac.jp

● 募集期間

随時

※ただし、採択金額が予算の上限に達した場合、その時点で受付を終了することがあります。

● 審査方法

- ・ 1次審査：応募書類による書面審査
- ・ 2次審査：プレゼンテーション審査（非公開）

※主な評価基準は、別紙を参照してください。

● 事業化支援金の受渡し

- ・ 事業化支援金の受渡しは、原則として以下のとおりとします。

応募者	口座
学生、卒業生、職員	個人口座
教員等	キャンパス事務部 管理
「帝京大学発ベンチャー称号」を受けた法人	法人口座

- ・ 個人または法人口座で事業化支援金を受け取る場合、本支援金が課税対象となり、税務申告が必要となる場合があります。国税庁のホームページ等を参照の上、応募者自身で適切に手続きを行ってください。
- ・ 学生等で奨学金を利用している場合、収入基準等に抵触する可能性があります。奨学金制度や適格条件を確認の上、本プログラムへ応募してください。

● 実績報告及び成果の取扱い

- ・ 支援期間中は、プロジェクトの進捗状況について定期的にヒアリングを行います。併せて、支援期間の終了時には、本プログラムの成果及びプロジェクトの事業化に向けた今後の取組み等について実績報告書を提出いただくとともに報告会を実施します。
- ・ 実績報告または進捗状況ヒアリング等により、プロジェクトの内容や事業化支援金の利用方法が公序良俗に反することが判明した場合は、支援を中断し、支援金の返金を求める等厳正に対処します。
- ・ 教職員等が発明を創出した場合は、職務発明規定に則った手続きが必要となるためご注意ください。

● 情報共有及び公表

- ・ 産学連携推進センターは、適正な審査及び採択者への適切な支援実施に当たって必要な場合は、プロジェクトの内容及び事業の進捗その他必要な情報を学内の関係所属へ共有しま

す。また、採択者の所属、職名、氏名及び事業概要等をホームページまたは各種広報媒体等に掲載する場合があります。

- ・ 本プログラムの事業化支援金は、東京都が実施する「大学発スタートアップ創出支援事業」に係る協定金を原資としています。また、本プログラムは、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社と連携して実施します。プログラムの適正な実施及び採択者への効果的な支援に必要な場合は、プロジェクトの内容及び進捗状況、その他必要な情報をこれらの関係機関へ共有します。なお、当該関係機関は、本プログラム実施についての情報を秘密情報として取り扱う旨に合意しています。

● その他留意点

- ・ プログラムの適正な実施のため、本募集要項の内容を予告なく変更する場合があります。
- ・ 過去に本プログラムへ応募実績がある方も、再度の応募が可能です。採択を受けた実績がある方については、同一プロジェクトについて、異なる種別※への応募が可能です。
※例：過去に「育成型」で採択を受けた方は、同一プロジェクトについて「実践型」への応募が可能

● 応募書類提出・問合せ先

先端総合研究機構産学連携推進センター

start-up@teikyo-u.ac.jp

制定：2025年6月9日

一部改正：2026年5月21日

一部改正：2026年7月30日

別紙

● 支援金の使途について

支援金は、研究シーズやアイデアの事業化に資すること目的に、主に以下の用途に活用できる。

使途	活用のイメージ
消耗品等購入費 ※価格が 50 万円未満 のものに限る	・ プロトタイプ（アプリ等ウェブサービスを含む。以下同じ）の作成や考案するサービスの試行実施に係る機器等の購入 ・ 専門書や市場調査資料の購入
旅費	・ ニーズや実地調査・ヒアリングの実施
謝金	・ 考案するサービス（セミナー等を志向するもの）の試行実施に係る講師謝金等
委託費	・ プロトタイプの作成に係る外注費
印刷製本費	・ 製品・サービスの紹介ポスター、ちらし等の作成
その他応募書類に記載の上、採択を受けたもの	

● 評価基準について

主な評価基準は、以下のとおり。

分類	評価項目	育成型	実践型
①革新性評価	A) 新規性： 研究シーズやアイデアの斬新性・革新性	○	○
	B) 優位性： 研究シーズやアイデアの優位性	○	○
②実用性評価	C) 社会へのインパクト： 課題解決による社会への影響・貢献度	○	○
	D) 成長・発展可能性： 応用範囲の広さ、事業構想	○	○
③自分流評価	E) 専門性・実績・ネットワーク： 過去の実績など	○	○
④事業性評価	F) プロジェクトの収益性・成長性・継続性	-	○
	G) プロジェクトの競合優位性	-	○
	H) プロジェクトの実現可能性	-	○